南丹・船井小学校教育研究会　会則

平成21年２月17日一部改正

第１章　総　則

（名称）
第１条　　本会は、南丹・船井小学校教育研究会という。

（事務局）
第２条　　本会の事務局は、会長の定める小学校におく。

（研究部）
第３条　　本会は、次の教科研究部並びに領域等研究部をおく。
　　1　教科研究部　　国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
　　2　領域等研究部　道徳、特別活動、総合的な学習、生徒指導、特別支援教育、
　　図書館教育、情報教育、健康安全教育、

〈第３条のただし書き〉
ただし、平成21年度から２か年間、領域等研究部に外国語活動研究部を置く。
このただし書き条項は、平成22年度末で廃止する。

（構成）
第４条　　本会は、南丹市及び船井郡内小学校の教育職員をもって構成し、学校ごとに加入する。

第２章　目　的　及　び　事　業

（目的）
第５条　　本会は、京都府教育委員会並びに各市町教育委員会の指導方針に則り、京都府小学校教育研究会の目的・方針を踏まえ、南丹市・船井郡の小学校教育の発展と教育職員の資質の向上を図り、もって公教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第６条　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
　　1　小学校教育に関する調査・研究
　　2　教育研究会・研修会及び講習会等の開催
　　3　各学校及び他の公的教育研究団体等との連携、協力
　　4　その他、本会の目的達成に必要な事業

第３章　役　員　及　び　指　導　担　当　者

（役員）
第７条　　本会には、次の役員をおく。
　　1　会長　　１名　　2　副会長　２名
　　3　庶務　　２名　　4　会計　　１名
　　5　理事　　各学校１名　　6　部長　　各部１名

（役員の任務）
第８条　役員の任務は、次の通りとする。
　　1　会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに京都府小学校教育研究会の理事の任にあたる。
　　2　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長が定める副会長がその任務を代行する。
　　3　庶務は、庶務に関する事務を行う。
　　4　会計は、会計に関する事務を行う。
　　5　理事は、本会の必要事項の審議を行う。
　　6　部長は、各部の企画運営を行う。

（役員の選出）
第９条　本会の役員の選出は、次の通りとする。
　　1　会長・副会長は校長会において推薦を受け、理事会で承認する。
　　2　庶務並びに会計は、会長が委嘱する。
　　3　理事は、各学校において選出する。
　　4　部長は、会長が委嘱する。

（会計監査）
第10条　本会に会計監査２名をおき､会計を監査する｡会計監査は理事会において選出する。

（役員の任期）
第11条　役員の任期は、１か年とする。ただし、再任は妨げない。

（指導担当者）
第12条　各研究部に指導担当者をおく。指導担当者は、校長もしくは教頭をもってあて、会長が委嘱する。

（専門委員）
第13条　本会は、必要に応じて専門委員をおくことができる。専門委員は会長が委嘱する。

第４章　会　議

（会議）
第14条　本会には、理事会、本部役員会、部長会をおき、会長がこれを招集する。

（理事会）
第15条　理事会は、３分の２以上の出席をもって成立する。議決は多数決による。
第16条　理事会は、会長、副会長、庶務、会計及び理事で構成し、次のことを行う。
1　予算･決算の審議承認
2　事業計画の決定
3　会則の改正
4　その他、第５条による必要事項の審議

（本部役員会）
第17条　本部役員会は、会長、副会長、庶務及び会計で構成し、次のことを行う。
1　理事会に付議すべき事項の審議
2　理事会決定事項の処理
3　会務の運営

（部長会）
第18条　部長会は、会長、副会長、庶務、会計及び各部長で構成し、次のことを行う。
1　各部間の連絡調整
2　各部運営上必要な事項の審議

第５章　会　計

（会計）
第19条　本会の経費は、補助金及び負担金をもってあてる。

（会計年度）
第20条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附　則

１　本会則実施上必要な内規は、別に本部役員会において定める。
２　この会則は、平成18年２月21日から実施する。
３　この会則は、平成21年２月17日一部改正、同日から実施する。